

西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について

1 はじめに

今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が令和5年4月1日に改正され、地方公共団体の個人情報保護制度に係る規定が追加された。それに伴い、従前、審議会でご審議いただいた「西東京市個人情報保護法施行条例（令和4年西東京市条例第29号）」等も同日施行し、新個人情報保護制度が開始したところである。

2 作成目的

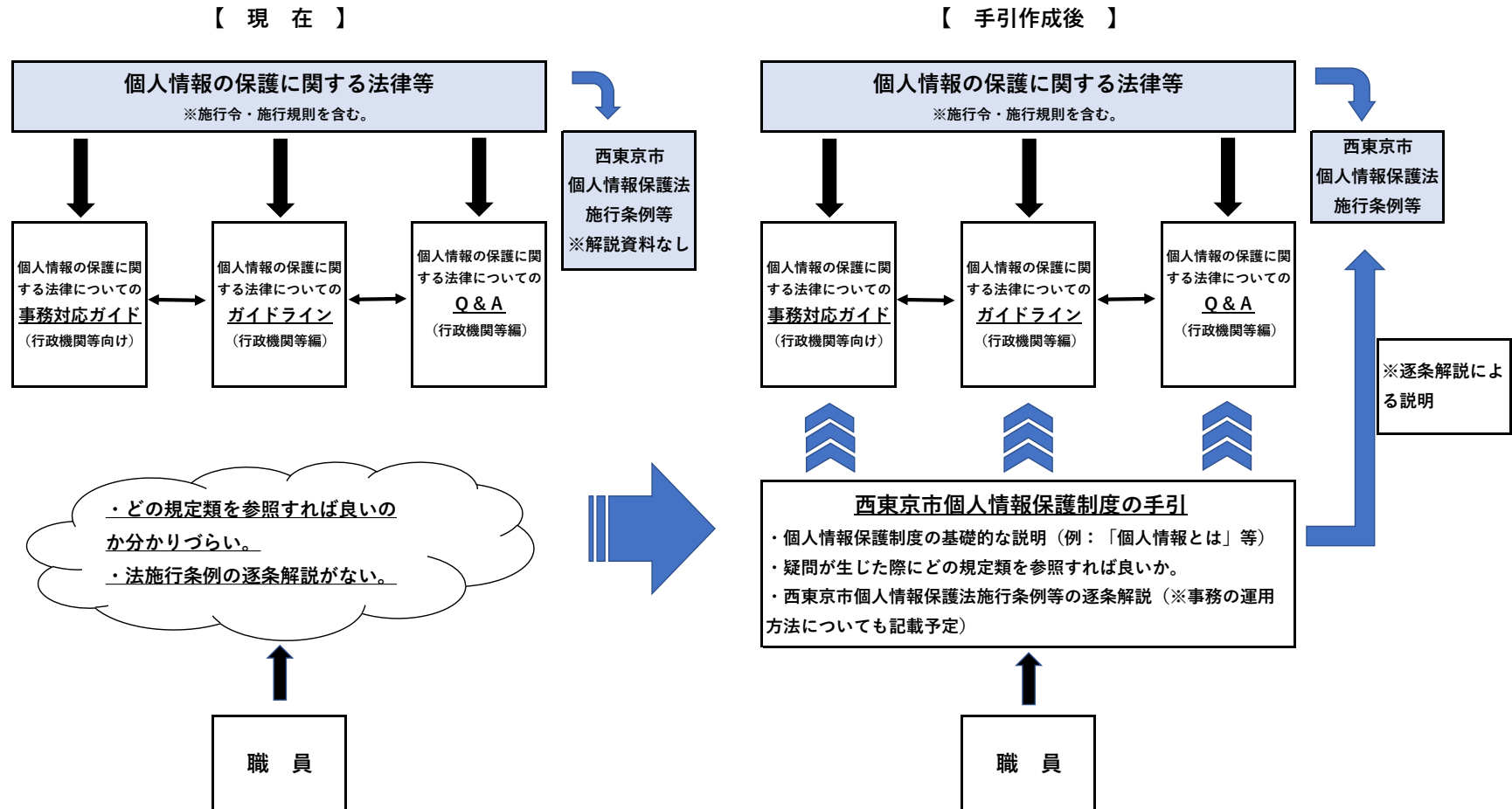
現在、個人情報保護委員会から個人情報保護制度の運用に係るガイドライン等が示されたところではあるが、合計600ページを超える資料となっており、職員が個人情報保護事務に従事する際に、どの規定類を参照すれば良いかが分かりづらい状況となっている。

また、西東京市個人情報保護法施行条例等の運用方法を説明した職員向けの資料がないことも課題となっている。

これらの状況から、西東京市における個人情報保護制度の運用について、恣意的な運用を防止し、全庁で統一的な制度運用を実施する必要があるため、次の内容を記載した手引を作成したい（図1参照）。

- (1) 個人情報保護制度の基礎的な内容
- (2) 職員が個人情報保護事務に従事する際のガイドライン等の参照箇所
- (3) 西東京市個人情報保護法施行条例の逐条解説
- (4) 西東京市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和4年西東京市条例第30号）の逐条解説

図1 西東京市における個人情報保護制度の運用方法



3 手引の内容

現時点における手引の内容は、別添「西東京市個人情報保護制度の手引（骨子）」のとおりとする。今後、「西東京市個人情報保護制度の手引（案）」を作成し、次回の審議会で具体的な内容を協議していただく予定である。審議会でいただいた御意見を基に、適宜修正を行うこととする。

4 今後のスケジュール

- (1) 令和5年10月頃 令和5年度第2回西東京市個人情報保護審議会開催（予定）
内容：事務局から手引（案）を提示し、審議会において協議
- (2) 令和6年1月頃 令和5年度第3回西東京市個人情報保護審議会開催（予定）
内容：第2回審議会でいただいた御意見を反映した手引の協議と内容の確定
- (3) 令和6年4月頃 手引を庁内に公開する。